

標津遺跡群価値発信 CG 動画素材及び企画設計整備委託業務 業務仕様書

1. 目的

標津町では、史跡標津遺跡群を中心に、根室海峡沿岸地域の文化財によって証明される地域ストーリー「鮭の聖地」の物語をコンセプトに、地域のブランディングを推進している。本業務ではストーリーの中核である標津遺跡群の本質的価値を内外に紹介する動画制作に用いる CG 素材を整備すると共に、令和3年度以降に予定する CG や実写映像を交えた動画制作に向けた基本設計、実施設計を作成する。

2. 業務概要

- | | |
|----------|-------------------------------|
| (1) 業務名 | 標津遺跡群価値発信 CG 動画素材及び企画設計整備委託業務 |
| (2) 契約期間 | 契約の日から令和3年2月26日(金) |
| (3) 上限額 | 8,140,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む) |

3. 仕様等

(1) 制作予定動画の基本構想

1) 令和3年度以降制作予定動画の基本方針

- ・制作予定の動画は標津遺跡群の本質的価値を紹介する内容とする。
- ・動画は標津遺跡群の学術調査成果を踏まえ、遺跡群の内容を実写、CG を交えて紹介する内容とする。
- ・動画の解説では日本語、英語のナレーションと字幕を入れるものとする。

2) 動画構成のたたき台案

- シーン① 導入映像
- シーン② 3D 地形図による遺跡群全体の時代ごとの変遷紹介
- シーン③ 遺跡群を支えた湧水と鮭、交通路となったポー川の紹介
- シーン④ カリカリウス遺跡擦文時代集落の CG による再現
- シーン⑤ 遺物の 3D 画像等を用いたトビニタイ文化紹介
- シーン⑥ アイヌ文化期の集落とチャシ跡の配置
- シーン⑦ トビニタイ文化と「アイヌ文化」の関係解説(学術的な話題)
- シーン⑧ 標津遺跡群の本質的価値説明(学術的な話題)

3) 予定する動画制作費

- ・令和3年度以降に予定する動画制作費は CG 制作を含め総額 15,000 千円を指標とする。

(2) 業務内容

1) CG 素材整備

- ・動画のシーン⑤で用いる土器の 3D 画像の作成 8 個体

2) 標津遺跡群紹介動画の基本設計・実施設計作成

- ・3-(1)-2)の「動画構成のたたき台案」を基に、有識者会議の意見を盛り込んだ絵コンテを含

む基本設計の作成。

- ・基本設計に基づき、実写動画、CG 動画等各動画素材整備に係る経費を算出した実施設計の作成。

(3) 業務スケジュール

契約後以下のスケジュールにより業務を進めること。

- | | |
|------------|---|
| 8 月末まで | 絵コンテたたき台の作成 |
| 11 月末まで | 10 月の有識者会議の意見を踏まえた概算実施設計の提出 |
| 9 月～12 月下旬 | 有識者会議の意見を踏まえた絵コンテ素案作成 |
| 2 月下旬まで | 1 月の有識者会議の意見を踏まえた基本設計と実施設計の完成
土器 3D 画像完成 |

4. 完了期限 令和 3 年 2 月 26 日(金)

5. 納品場所 別途調整

6. 成果品

- ・土器の 3D 画像 8 個体分データ
- ・動画基本設計書 原本 10 部+データ
- ・動画実施設計書 原本 10 部+データ

7. 留意事項

- (1) 本業務の実施に係る責任者を自社の人員の中から配置すること。また、標津町の指示を的確に理解・実行できるものが担当すること。
- (2) 効果的に実施できるよう、各業務の全体スケジュールも提案すること。
- (3) 次年度以降も業務を効果的に継続させることができる内容とすること。
- (4) 本業務の成果物等に係る権利は、業務実施者が従前権利を有していたものを除き、原則標津町に帰属する。また、加工、二次利用及び第三者への譲渡ができるものとする。
なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、標津町に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。
- (5) 標津町は、選定された事業者等と提案業務の実施方法等について協議・調整を行う。その際、双方で確認の上、業務内容に修正・変更を加える場合がある。

8. この仕様書に係る窓口

標津町ポー川史跡自然公園（担当：小野）

（所在地）〒086-1602 北海道標津郡標津町字伊茶仁 2784 番地
標津町ポー川史跡自然公園内
TEL/FAX0153-82-3674